省　令

○総務省令第二十三号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十九日

総務大臣　武田　良太

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　電気通信事業	第二章　電気通信事業
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　電気通信設備（第二十七条の二―第三十八条）	第三節　電気通信設備（第二十八条―第三十八条）
［第四節～第六節　略］	［第四節～第六節　同上］
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
第五章　雑則（第五十五条―第七十二条）	第五章　雑則（第五十五条―第七十条）
附則	附則
（電気通信事業の登録申請）	（電気通信事業の登録申請）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	［新設］
一　電話番号及び電子メールアドレス	
二　外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス	
3　［略］	2　［同上］
4　法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。	3　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類	四　［同上］
イ　定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類	イ　定款の謄本及び登記事項証明書
［ロ　略］	［ロ　同上］
五　申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類	五　［同上］
イ　定款又はこれに相当する書類	イ　定款の謄本
ロ　発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類	ロ　発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
六　申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類	六　申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類
イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類	イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
ロ　役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類	ロ　役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類